地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和3年5月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して 周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号)の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号) の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第9部J003(9)を次に改める。
 - (9) 局所陰圧閉鎖処置(入院)を算定する場合は、特定保険医療材料の局所陰 圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定できる。ただし、切開創 手術部位感染のリスクを低減する目的で使用した場合は算定できない。
- 2 別添1の第2章第9部J003-2(7)を次に改める。
 - (7) 局所陰圧閉鎖処置(入院外)を算定する場合は、特定保険医療材料の局所 陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定できる。ただし、切開 創手術部位感染のリスクを低減する目的で使用した場合は算定できない。
- 3 別添1の第2章第10部第1節第8款K604-2(1)を次に改める。
 - (1) 植込型補助人工心臓(非拍動流型)は、次のいずれかの場合に算定する。
 - ア 心臓移植適応の重症心不全患者で、薬物療法や体外式補助人工心臓等の他の補助循環法によっても継続した代償不全に陥っており、かつ、心臓移植以外には救命が困難と考えられる症例に対して、心臓移植までの循環改善を目的とした場合。
 - イ 心臓移植不適応の重症心不全患者で、薬物療法や体外式補助人工心臓などの補助循環法によっても継続した代償不全に陥っている症例に対して、 長期循環補助を目的とした場合。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について

- 1 の3の129(2)を次のとおり改める。
 - ウ 次のいずれかの場合に使用すること。
 - a 心臓移植適応の重症心不全患者で、薬物療法や体外式補助人工心臓などの補助循環法によっても継続した代償不全に陥っており、かつ、心臓移植以外には救命が困難と考えられる症例に対して、心臓移植までの循環改善に使用する場合。
 - b 心臓移植不適応の重症心不全患者で、薬物療法や体外式補助人工心臓などの補助循環法によっても継続した代償不全に陥っている症例に対して、長期循環補助として使用する場合。
- 2 の3の159(1)に次を加える。
 - オ CDC手術創クラス 以上に相当する術後縫合創(手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で使用した場合に限る。)
- 3 の 3 の 159 に次を加える。
 - (5) (1)「オ」については、区分番号「A301」特定集中治療室管理料、区分番号「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料、区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料又は区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者であって、次に掲げる患者に対して使用した場合に限り算定できる。その際、次に掲げる患者のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。
 - ア BMIが30以上の肥満症の患者
 - イ 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者
 - ウ ステロイド療法を受けている患者
 - 工 慢性維持透析患者
 - オ 免疫不全状態にある患者
 - カ 低栄養状態にある患者
 - キ 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者
 - ク 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者
 - (6) 手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で局所陰圧閉鎖処置用 材料を使用した場合であって、以下に掲げる場合は、局所陰圧閉鎖処置用材料 に係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれる。
 - ア CDC手術創クラス 以上に相当する術後縫合創に対して使用した場合 ((5)以外の患者に対して使用した場合に限る。)
 - イ CDC手術創クラス 以下に相当する術後縫合創に対して使用した場合
- 4 の3の 180 を次のとおり改める。
 - (1) 陰圧創傷治療用カートリッジは以下の場合に算定する。
 - ア 入院中の患者以外の患者に対して使用した場合
 - イ 入院中の患者に対して使用した場合(CDC手術創クラス 以上に相当する術後縫合創に対して、手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で使用した場合に限る。)

- (2) (1)「イ」については、区分番号「A301」特定集中治療室管理料、 区分番号「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、区分番号「A 301-4」小児特定集中治療室管理料、区分番号「A302」新生児特定 集中治療室管理料又は区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理 料を算定する患者であって、次に掲げる患者に対して使用した場合に限り算 定できる。その際、次に掲げる患者のいずれに該当するかを診療報酬明細書 の摘要欄に詳細に記載すること。
 - ア BMIが30以上の肥満症の患者
 - イ 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c(HbA1c)がJDS値で6.6%以上(NGSP値で7.0%以上)の者
 - ウ ステロイド療法を受けている患者
 - 工 慢性維持透析患者
 - オ 免疫不全状態にある患者
 - カ 低栄養状態にある患者
 - キ 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患 者
 - ク 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者
- (3) 手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で陰圧創傷治療用 カートリッジを使用した場合であって、以下に掲げる場合は、陰圧創傷治療 用カートリッジに係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれる。
 - ア CDC手術創クラス 以上に相当する術後縫合創に対して使用した場合((2)以外の患者に対して使用した場合に限る。)
 - イ CDC手術創クラス 以下に相当する術後縫合創に対して使用した場合

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

- 1 別表の の 080(1) 中の「「吸収性体内固定用組織ステープル」」を「「吸収性体内固定用組織ステープル」若しくは「吸収性植込み型縫合糸固定用具」」に改める。
- 2 別表の の129(3) アを次のとおり改める。
 - ア 次のいずれかの場合に用いられる植込型補助人工心臓セット(血液ポンプ、送血用人工血管、脱血用人工血管、コントロールユニット等を含む。)であること。 心臓移植適応の重症心不全患者で、薬物療法や体外式補助人工心臓などの補助 循環法によっても継続した代償不全に陥っており、かつ、心臓移植以外には救命 が困難と考えられる症例に対して、心臓移植までの循環改善に使用される場合。 心臓移植不適応の重症心不全患者で、薬物療法や体外式補助人工心臓などの補助 助循環法によっても継続した代償不全に陥っている症例に対して、長期循環補助 として使用される場合。
- 3 別表の の 164(1)を次のとおり改める。
 - (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的 名称が「椎体用支持材料」、又は類別が「機械器具(58)整形用機械器具」で あって、一般的名称が「単回使用椎体用矯正器具」であること。